

子宮頸がん予防ワクチン接種に係る状況について

1 子宮頸がん予防ワクチン接種に係る制度について

○ 平成22年11月

国において、子宮頸がん、ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチンのワクチン緊急接種事業を支援する基金の創設を盛り込んだ平成22年度補正予算が成立し、自治体ごとに接種事業を順次開始。

○ 平成23年4月

川崎市において、全額公費による接種事業を開始。接種費用は公費だが、予防接種法に基づかない任意接種としての位置づけ。(健康被害の救済は任意接種に対するもの)

○ 平成25年4月

予防接種法改正により、定期接種に追加される。(健康被害の救済は予防接種法に基づくもの)

○ 平成25年6月

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策調査会(合同開催)において、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が接種後に特異的に見られたことから、副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされ、厚生労働省により積極的な接種勧奨の一時差し止めが決定された。一方で、定期接種を中止するものではないので、対象者のうち希望者が定期接種を受けられるよう接種機会の確保を図るとともに、ワクチン接種の有効性及び安全性等について十分に説明した上で接種することとされた。

○ 平成27年6月現在、積極的な接種勧奨の差し控えが継続している。

2 副反応検討部会での審議状況

積極的接種勧奨を差し控え後、早急に調査すべきとされた副反応症例について、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において審議が継続実施されている。(参考資料)

○ 平成25年12月

調査結果報告及び7名の参考人(実際に患者を診察している医師、中毒学、免疫学、認知行動科学、産婦人科学の専門家)からの発表を基に審議が行われ、今回の議論を踏まえた論点整理を基に、積極的な接種勧奨の再開の是非について、引き続き検討することとされた。

○ 平成26年1月

副反応として報告された症例、主に広範な疼痛又は運動障害を来たした症例について、論点整理を行い、広範な疼痛又は運動障害を来たした症状のメカニズムとして、心身の反応によるものと考えられ、接種後の局所の疼痛や不安等が心身の反応を惹起したきっかけとなったことは否定できない等の合意が得られた。

今後、報告書案をとりまとめ、次回以降、積極的な接種勧奨の再開の是非について改めて審議することと

された。

○ 平成26年2月

子宮頸がん予防ワクチンに関し、機能性身体症状の治療について有識者からヒアリングを行うとともに、接種時の注意事項等について審議を行った。

○ 平成26年7月

子宮頸がん予防ワクチンについて、平成26年3月末までの副反応報告を基に審議が行われた。

また、機能性身体症状(心身の反応)について、専門家からヒアリングを実施した。機能性身体症状は様々な要因の影響を受けること、心身両面からの適切な治療で回復すること、不用意に「心の問題」などと説明しないよう注意が必要であることなどの意見があつた。

加えて、現在でも接種自体は続いているため、医療機関及び被接種者に対し、接種にあたっての注意事項、症状が出た際の医療体制等について情報提供を行うこととされた。

現在中止している、積極的勧奨の取り扱いについては、継続審議となつた。

平成26年8月以降、子宮頸がん予防ワクチンに関して副反応検討部会は開催されていない。針を刺した痛みや薬液による局所の腫れや疼痛などをきっかけとして心身の反応が惹起され、これらの症状が慢性化したと考えることが妥当であるとされているが、最終結論、最終判断に至ってはいない。

3 接種後の症状に関する対応等について

(1) 文部科学省による調査及び生徒への対応(資料2)

平成25年6月から7月にかけて、文部科学省が子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連した欠席等の状況調査を行い、各学校において教職員等の子宮頸がん予防ワクチン接種に関連した症状に関する理解を深めるとともに、調査結果にある学校における個別の配慮の例を参考に、必要に応じて学級担任、養護教諭、関係教職員等が連携しつつ、個々の生徒の心身の状態に応じ、学習面を含め、学校生活の様々な面で適切に配慮することとされた。

また、ワクチン接種後に体調の変化が認められた生徒が、医療機関及び市区町村又は保健所等行政機関に相談されたことがない場合については、当該生徒やその保護者に連絡して、関係機関への受診又は相談を勧めることとされた。

このことについて、本市においては、平成25年9月13日付け事務連絡により各学校へ周知を図った。

(2) 厚生労働省による対策(資料3)

ア 相談窓口の設置及び身近な医療機関で適切な治療を受けられるよう医療体制を整備

・ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後(子宮頸がん予防ワクチン接種後)に生じた症状の診療に係る協力医療機関を選定

全国 70医療機関 (神奈川県内 7医療機関) (平成27年4月1日現在)

・専門医療機関として厚生労働科学研究事業研究班に属する27医療機関(平成27年度)

イ 副反応報告の強化

○ 対象症状

子宮頸がん予防ワクチンの接種後に広範な慢性の疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状(記憶障害などを含む)。

○ 対象者

子宮頸がん予防ワクチンの接種を受けた者であって、対象症状により医療機関を受診する者。

過去に生じた対象症状のために、医療機関を受診していた者。(すでに副反応報告が出されているものは除く)

○ 副反応報告の強化

接種にあたって、接種医は、被接種者に対して、接種後に対象症状が発生した場合、速やかに接種医療機関に相談するよう依頼。接種医療機関以外の医師の治療を受ける場合にあっては、子宮頸がん予防ワクチンの接種を受けた旨医師に伝えるよう依頼。

接種医等は対象症状を呈する症例について、接種との関連性が高いと認められる場合、厚生労働大臣に報告すべき旨を注意喚起。

※子宮頸がん予防ワクチン接種後の慢性の疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状について、報告すべき症状として明記された。

○ 結果の活用

報告された症例については、医療機関・ワクチン製造企業と連携して、その後の状況等を追跡。

得られた情報については、隨時、副反応検討部会に報告。専門家により検討。

対象症状の発生頻度等について、国民に情報提供。

ウ 副反応報告がなされた場合、これまでに報告された患者も含めて、症状のその後の状況等の追跡調査を強化

○ 医療機関に調査への協力を改めて依頼

○ 症例の追跡が途切れた場合、患者個人から情報収集

○ 通院が必要なくなるまで追跡を継続

○ 追跡調査の項目を充実

これらのことについて、本市においては、ホームページによる広報や、診察・相談の際に活用できるよう医療機関及び区保健福祉センターへ周知を図った。

4 健康被害の救済

(1) 国の救済制度

予防接種を受けたことにより健康被害が生じた場合、救済する制度が設けられおり、規定に基づき、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料、介護加算等の給付が行われる。予防接種法に基づく定期接種と予防接種法に基づかない任意接種では制度が異なる。

	定期接種(子宮頸がん等のA類疾病)	任意接種
給付制度	予防接種法に基づく健康被害救済給付制度	独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)による医薬品副作用被害救済制度
給付対象	予防接種法に基づく定期接種による健康被害について、当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した方	医薬品を適正に使用したにもかかわらず、副作用によって入院治療が必要な程度の健康被害を生じ、厚生労働大臣による医学的医学的判定に基づいてPMDAにより給付決定された方
主な給付内容		
医療費	予防接種を受けたことによる疾病にかかるいる者に対し、当該疾病にかかる医療費を支給される。	副作用や感染などによる疾病(入院治療を必要とする程度)の治療に要した費用。
医療手当	<p>医療費の支給を受けている者に対し、入院通院等に必要な諸経費として月を単位に支給される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通院 月3日以上 36,000円 月3日未満 34,000円 ・入院 月8日以上 36,000円 月8日未満 34,000円 ・同一月に通院入院 36,000円 <p>※平成27年4月時点の額</p>	<p>副作用や感染などによる疾病的治療に伴う医療費以外の費用の負担に着目して給付される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通院(入院相当程度の通院治療を受けた場合) 月3日以上 36,000円 月3日未満 34,000円 ・入院 月8日以上 36,000円 月8日未満 34,000円 ・同一月に通院入院 36,000円 <p>※平成27年4月時点の額</p>

(2)自治体による独自支援

国の最終判断、最終結論が出されず、既存の健康被害救済制度において審議にかなりの時間を要している状況であることから、自治体による独自支援が始まっている。

横浜市が平成26年6月から開始しており、東京都杉並区・武蔵野市、北海道美唄市・恵庭市、茨城県牛久市等でも実施している。神奈川県が県予防接種研究会の提言を受け、6月県議会に支援に係る補正予算案を提出している。

	横浜市	神奈川県(平成27年度6月補正予算案から)
対象者	次のすべての項目に該当する方 ・横浜市が実施する子宮頸がん予防ワクチンの接種を受けた方 ・接種後に原因が明らかとならない持続的な痛みやしびれ、脱力、不随意運動等の症状を有し、日常生活に支障が生じている方 ・接種後の症状について横浜市に相談された方	次のすべての項目に該当する方 ・県内市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチンの被接種者(横浜市は既支給分を除く) ・接種後に原因が明らかとならない持続的な痛みやしびれ、脱力、不随意運動等の症状を有し、日常生活に支障を生じている方 ・接種後の症状について神奈川県に相談した方
対象医療機関	・横浜市立大学附属病院 ・厚生労働省「慢性の痛み対策研究事業」の研究班に属する医療機関 ・その他の専門医療機関	・県が指定した協力医療機関 ・厚生労働省「慢性の痛み対策研究事業」等の研究班に属する医療機関 ・その他の専門機関
給付額	・医療費の自己負担分 ・医療手当(定期接種の救済制度における給付と同じ額)	・医療費の自己負担分 ・医療手当(定期接種の救済制度における給付と同じ額) ※他の制度により給付を受けた分は控除
対象期間	接種後の症状に対する医療を受けた日から平成28年3月31日まで	接種後の症状に対する医療を受けた日から平成28年3月31日まで
事業開始	平成26年6月1日	平成27年7月中旬予定

5 本市の接種及び副反応報告の状況

(1) 接種状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
延べ接種人数	35, 220	16, 798	1, 314	65	53, 397

(2)副反応報告件数

規定された報告基準に該当する症状を診断した医師から提出される副反応報告と、接種後に発生した健康被害に関し市町村が相談を受けた場合に保護者等から提出される保護者報告がある。

(平成27年4月末現在)

	副反応報告	保護者報告	合計
川崎市	4	2	6
横浜市	8	68	76
相模原市	5	0	5
神奈川県(政令市を除く)	15	10	25

資料 2

事務連絡
平成 25 年 9 月 3 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 御 中
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 事 務 局

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課
初等中等教育局特別支援教育課

子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連したと思われる症状により
教育活動の制限が生じた生徒への適切な対応について

子宮頸がん予防ワクチンの接種は、これまで厚生労働省における「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」(平成22~24年度)として市区町村において実施されてきましたが、平成25年度からは新たに予防接種法に基づく定期接種の対象となり、実施されております。一方で、子宮頸がん予防ワクチン(以下、「ワクチン」という。)の接種が原因と思われる様々な健康被害が報告されており、中には学校を長期休業せざるを得ない事例もあるとの指摘もあります。

これらの状況を踏まえ、文部科学省においては、生徒に対する個別指導等に適切に対応するため、ワクチンの接種に関連した欠席等の状況について調査を実施し、このたび別添のとおり集計結果がまとまりましたのでお知らせします。

本ワクチンについては、「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応及び質疑応答について」(平成 25 年 6 月 28 日付け事務連絡)により、適切な対応をお願いしてきたところですが、一方で、ワクチン接種に関連した症状により通常の学校生活を送ることに支障が生じているにもかかわらず、まわりの人から十分な理解を得られなかつたなどの事例があるとの指摘もなされています。

このため、各学校においては、教職員等のワクチン接種に関連した症状に関する理解を深めるとともに、別添中の「学校における個別の配慮の例」を参考に、必要に応じて学級担任、養護教諭、関係教職員等が連携しつつ、個々の生徒の心身の状態に応じ、学習面を含め学校生活の様々な面で適切に御配慮いただきますようお願いします。

また、ワクチン接種後に体調の変化が認められた生徒が、医療機関及び市区町村又は保健所等行政機関に相談されたことがない場合については、当該生徒やその保護者に連絡して、関係機関への受診又は相談を勧めることについても、併せて御配慮願います。

なお、病弱・身体虚弱の幼児児童生徒で病院等に入院又は通院して治療を受けている、いわゆる病気療養児への教育の充実については、「病気療養児に対する教育の充実について」(平成 25 年 3 月 4 日付け通知)を発出しているところであり、これを踏まえ、適切に対処していただきますようお願いします。

つきましては、各都道府県教育委員会におかれでは所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれでは所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれでは所轄の学校法人に対し、附属学校を置く各国立大学法人事務局におかれでは所管の附属学校に対して、それぞれ周知の上、当該生徒に対する適切な対応や個別の配慮等に、引き続き、取り組まれるよう御協力をお願いします。

【本件担当】

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課 保健管理係

TEL : 03-5253-4111(代) (内線 2976)

子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連した欠席等の状況調査について

平成25年9月3日
スポーツ・青少年局学校健康教育課

○ 調査目的

子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年度からは、新たに予防接種法に基づく定期接種の対象となったが、一方で、本ワクチンの接種が原因と思われる様々な健康被害が報告されており、中には学校を長期休業せざるを得ない事例もあるとの指摘もある。そのため、文部科学省においては、これらの実態を把握し、児童生徒に対する個別指導等に適切に対応するため、本調査を実施することとした。

○ 調査方法

全国の国公私立中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中・高等部）に対する悉皆質問紙調査。

○ 調査の対象者

平成24年度間（平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間）において、以下の【1】～【3】のいずれかに該当する女子生徒。

【1】一定期間の欠席が認められる生徒

- ・1年間に連續又は断続して30日以上欠席した女子生徒のうち、欠席理由において、「子宮頸がん予防ワクチンの接種」に関連した症状があった生徒

【2】体育及び部活動を休んでいる生徒

- ・1年間に連續又は断続して30日以上体育の授業又は部活動を休んだ女子生徒のうち、その理由において、「子宮頸がん予防ワクチンの接種」に関連した症状があった生徒

【3】教育活動の制限が生じた生徒

- ・【1】【2】以外の教育活動において、「子宮頸がん予防ワクチンの接種」に関連した症状を理由として、一定期間、教育活動に何らかの制限が生じた生徒

○ 調査結果

別紙参照。

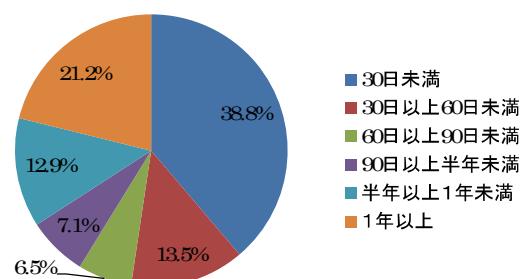
調査結果概要

調査の概要は以下のとおり。
なお、各項目の割合については、有効回答数を分母として算出した。

【1】一定期間の欠席が認められる女子生徒	51名
【2】体育及び部活動を休んでいる女子生徒	21名
【3】教育活動の制限が生じた女子生徒	99名
【1】～【3】のいずれかに該当する女子生徒	171名

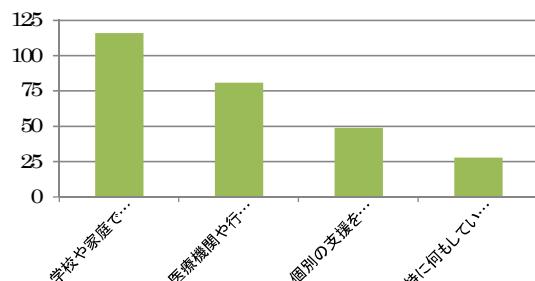
・期間について

(人)	
30日未満	66
30日以上60日未満	23
60日以上90日未満	11
90日以上半年未満	12
半年以上1年未満	22
1年以上	36



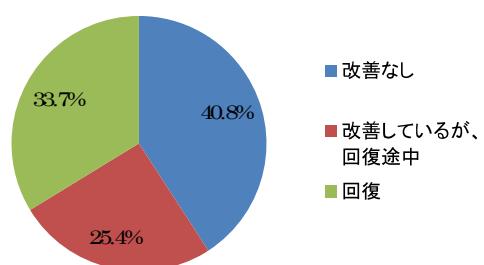
・学校での対応について(複数回答)

(人)	
学校や家庭で本人又は保護者と面談	116
医療機関や行政機関への相談を促した	81
個別の支援を行った	49
特に何もしていない	28



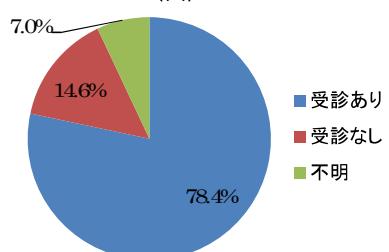
・現在の学校生活の状況について

(人)	
改善なし	69
改善しているが、回復途中	43
回復	57



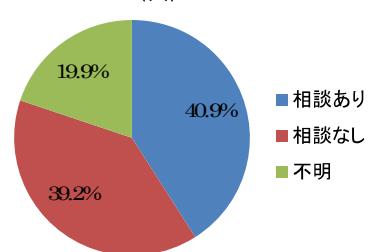
・医療機関への受診の有無について

(人)	
受診あり	134
受診なし	25
不明	12



・行政機関への相談の有無について

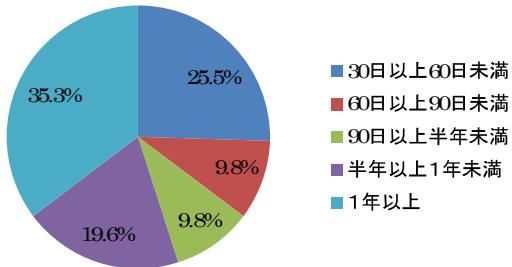
(人)	
相談あり	70
相談なし	67
不明	34



【1】一定期間の欠席が認められる生徒(51名)

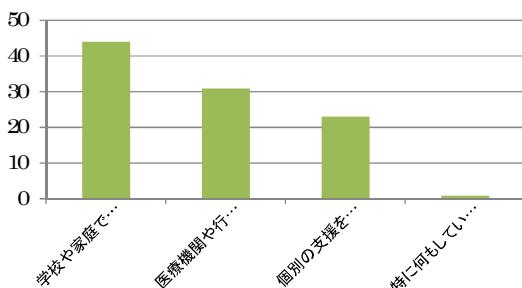
・期間について

(人)	
30日以上60日未満	13
60日以上90日未満	5
90日以上半年未満	5
半年以上1年未満	10
1年以上	18



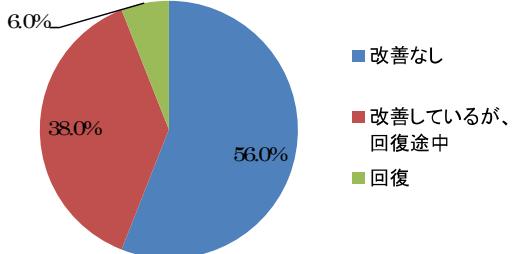
・学校での対応について(複数回答)

(人)	
学校や家庭で本人又は保護者と面談	44
医療機関や行政機関への相談を促した	31
個別の支援を行った	23
特に何もしていない	1



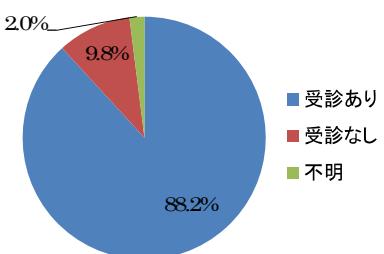
・現在の学校生活の状況について

(人)	
改善なし	28
改善しているが、回復途中	19
回復	3



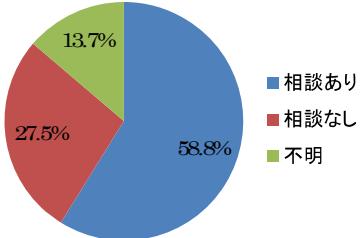
・医療機関への受診の有無について

(人)	
受診あり	45
受診なし	5
不明	1



・行政機関への相談の有無について

(人)	
相談あり	30
相談なし	14
不明	7



(症状の例)

- 接種の2週間後当たりに、自宅で転倒し入院。検査で異常は認められなかったが、退院後も足に力が入らずに歩行困難だった。
- 接種後からの発熱、関節痛、むくみ、歩行困難のため入院。全身性エリテマトーデスと診断された。
- 激しい頭痛により、登校が困難となった。偏頭痛が一日中あり、1日3回程度激しい頭痛に見舞われる(1時間ほど続く)。群発頭痛と診断された。
- 突然手足のふるえが出現する。ひどいときは歩行困難になり通学できない。

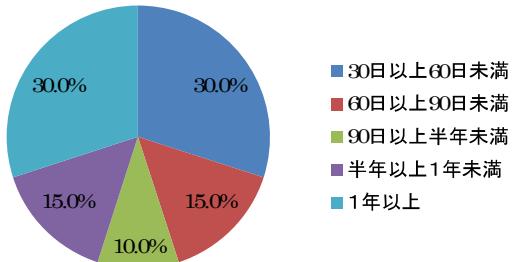
(学校における個別の配慮の例)

- スクールカウンセラーとのカウンセリングや、家庭訪問による対応。
- 学校医や主治医と相談し、学校生活での留意点や対応等について助言を受ける。
- 定期試験を保健室等で受けられるように配慮。
- 校内での車イスの使用にあたって、階段の昇降や行事の際に教職員が介助。
- 教室に近いトイレや手洗い蛇口をレバー式にするなど整備。またエレベーターの設置を進めている。

【2】体育及び部活動を休んでいる生徒(21名)

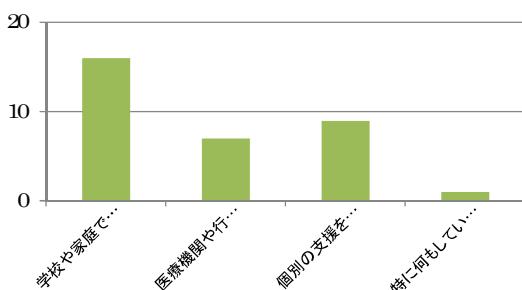
・期間について

(人)	
30日以上60日未満	6
60日以上90日未満	3
90日以上半年未満	2
半年以上1年未満	3
1年以上	6



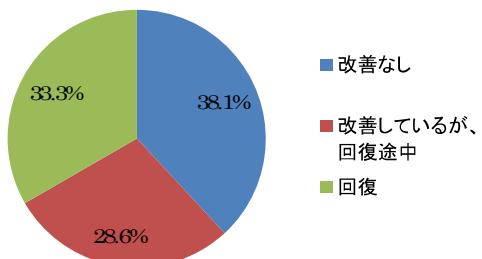
・学校での対応について(複数回答)

(人)	
学校や家庭で本人又は保護者と面談	16
医療機関や行政機関への相談を促した	7
個別の支援を行った	9
特に何もしていない	1



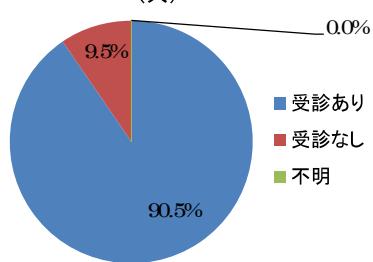
・現在の学校生活の状況について

(人)	
改善なし	8
改善しているが、回復途中	6
回復	7



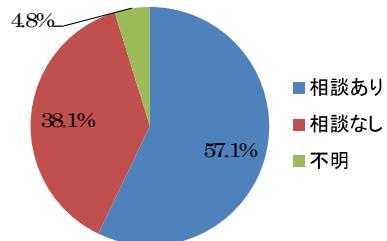
・医療機関への受診の有無について

(人)	
受診あり	19
受診なし	2
不明	0



・行政機関への相談の有無について

(人)	
相談あり	12
相談なし	8
不明	1



(症状の例)

- ワクチン接種後、喘息発作、症状が続き、体育及び陸上の部活動を3ヶ月欠席した。
- ソフトテニス部に在籍していたが、接種した方の腕の力が入らず、三角巾を使用。そのため、ラケットを握ることも走ることもできなかった。その後も改善しなかったため部活を退部した。体育の授業も見学が続いた。
- 体調不良や原因不明の膝や腰の痛みのため歩行も出来ない。車イスを使用。
- 接種後から全身の痛みが続いており、激しい運動を制限するよう医師から指導を受けている。体育の授業は見学しており、部活動は退部した。

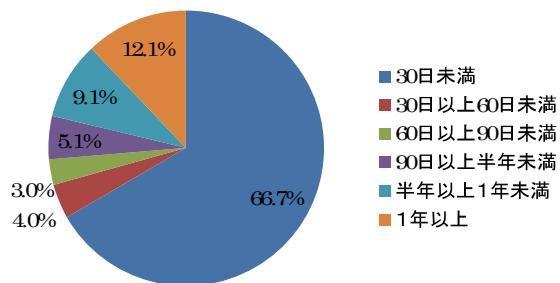
(学校における個別の配慮の例)

- 体育時の保健室での休養や、スポーツ大会などでの救護テントの利用など。
- 車イスへの対応や学習の支援など、保護者と話し合いながらの個別の支援。
- 当該生徒の状態について、クラスや部活動のメンバーの理解を得られるように配慮。
- 階段を上れないため、1階の教室で個別指導が受けられるように体制を整えた。

【3】教育活動に制限が生じた生徒(99名)

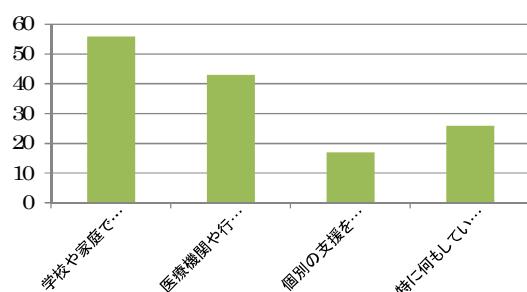
・期間について

	(人)
30日未満	66
30日以上60日未満	4
60日以上90日未満	3
90日以上半年未満	5
半年以上1年未満	9
1年以上	12



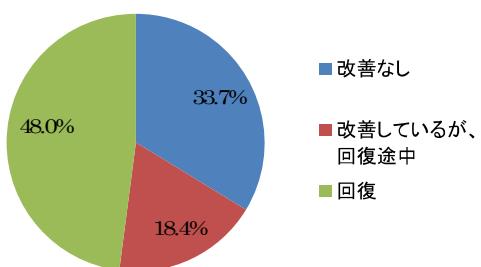
・学校での対応について(複数回答)

	(人)
学校や家庭で本人又は保護者と面談	56
医療機関や行政機関への相談を促した	43
個別の支援を行った	17
特に何もしていない	26



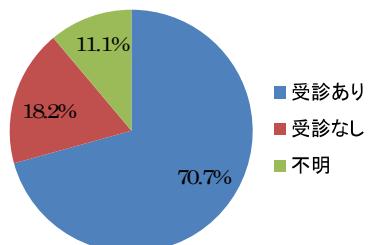
・現在の学校生活の状況について

	(人)
改善なし	33
改善しているが、回復途中	18
回復	47



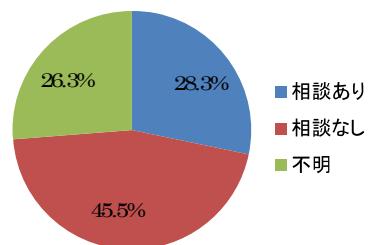
・医療機関への受診の有無について

	(人)
受診あり	70
受診なし	18
不明	11



・行政機関への相談の有無について

	(人)
相談あり	28
相談なし	45
不明	26



(症状の例)

- 接種後より発熱、めまい等の症状が出現。安静と通院のため23日間欠席した。
- ワクチン接種後、2回失神し救急搬送された。受診した結果、「てんかんの疑い」と診断され、水泳等体育活動での制限がある。
- 頭痛、倦怠感、足に力が入らずふらふらする。保健室登校や通院による遅刻があった。
- 接種後から両腕の脱力感と握力の低下があり、最近は物の握りにくさを訴えている。

学校活動においては、脱力感のため動作の円滑さを欠くことや、集中力が低下することがあり、生徒は支障を感じている。

(学校における個別の配慮の例)

- 指定外のかばんを許可したり、臨時に自転車通学を許可したりという対応。
- 体育実技の代わりにレポートで評価したり、水泳授業で帽子の色を変えたりして異常を発見しやすくするなどの対応。
- 授業や試験の別室受験や補講などの対応。
- 教室を昇降口付近に設定したり、廊下に出やすい座席にするなどの配慮。

事務連絡

平成25年9月13日

川崎市立中学校長様

川崎市立高等学校長様

川崎市立特別支援学校様

健康教育課長

子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連したと思われる症状により教育活動の制限が生じた
生徒への適切な対応について（通知）

日頃より学校保健活動に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年7月5日付け25川教健第948号「子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連した欠席等の状況調査について（依頼）」に御協力いただきましたが、その集計結果について文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課より通知がありました。

既に各学校においては調査の主旨を御理解いただき、平成25年7月31日付け25川教健第1125号「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応及び質疑応答について（通知）」にて適切な対応を実施していましたが、別添の資料を参考に各学校において教職員等の子宮頸がん予防ワクチン接種に関連した症状に関する理解を深めるとともに、「学校における個別の配慮の例」を参考に、必要に応じて学級担任、養護教諭、関係教職員等が連携しつつ、個々の生徒の心身の状態に応じ、学習面を含め学校生活の様々な面で適切に御配慮いただきますようお願いいたします。

また、子宮頸がん予防ワクチン接種後に体調の変化が認められた生徒が、医療機関及び市区町村又は保健所等行政機関に相談されたことがない場合については、当該生徒やその保護者に連絡して、関係機関への受診又は相談を勧めることについても再度、お願いいたします。

なお、病弱・身体虚弱の生徒で病院等に入院又は通院して治療を受けている、いわゆる病気療養児への教育の充実については、文部科学省ホームページから「病気療養児に対する教育の充実について」（平成25年3月4日付け通知）を参考にしていただき、適切に対処していただきますようお願いいたします。

担当：健康教育課

指導主事 後藤 美智子

電話 200-3324

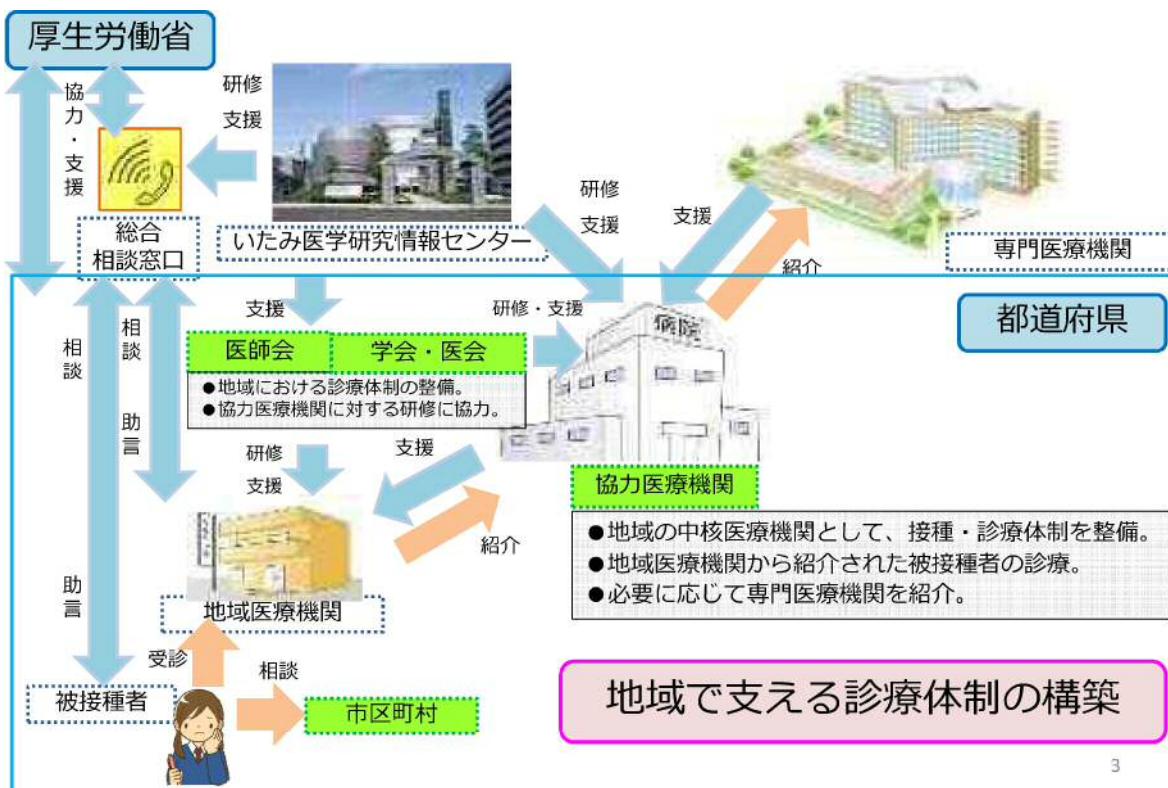
FAX 200-2853

HPVワクチンの接種後の症状に関する新たな医療体制の整備と調査について

- HPVワクチンについては、広範な慢性の疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が接種後に特異的に見られたことから、昨年6月以来、この症状の発生頻度等がより明らかになり、 국민に適切に情報提供できるまでの間、定期接種の積極的な勧奨を差し控えているところ。
- これらの症状を有する患者について、以下のとおり新たに3つの対策を講じる。
 1. 身近な医療機関で適切な治療を受けられるよう、協力医療機関を各県に少なくとも1つ整備。
 2. 医療機関を受診される場合、過去分を含めて副反応報告が確実に行われるよう要請。
 3. 副反応報告がなされた場合、これまでに報告された患者も含めて、症状その後の状況等の追跡調査を強化。

2

HPVワクチン接種にかかる診療・相談体制



3

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関(平成27年4月1日現在)

- 一覧に記載した連絡先は、**当該医療機関に受診する際の問合せ先**です。
- 子宮頸がん予防ワクチンの接種に関する**一般的なご相談は、「HPVワクチン相談窓口」**にお問い合わせください。 電話番号 **03-5524-8137**

都道府県名	選定医療機関名	窓口診療科	連絡先
北海道	札幌医科大学附属病院	リハビリテーション科	医療連携・総合相談センター TEL:011-611-2111(内線3132) FAX: 011-621-2233
	北海道大学病院	HPVワクチン副反応支援センター	TEL:011-706-5606 FAX:011-706-7627
青森県	八戸市立市民病院	小児科:中学生 神経内科:高校生以上	TEL:0178-72-5111 FAX:0178-72-5115
	弘前大学医学部附属病院	産婦人科	TEL:0172-33-5111(内線6461) FAX:0172-39-5189
岩手県	岩手医科大学附属病院	産婦人科	TEL:019-651-5111 FAX:019-622-1900
	宮城県東北大病院	産婦人科	TEL:022-717-7252 FAX:022-717-7258
秋田県	秋田大学医学部附属病院	産科婦人科	TEL:018-834-1111(代表) FAX:018-834-8619
山形県	山形済生病院	リハビリテーション科	TEL:023-682-1111 FAX:023-682-0138
福島県	福島県立医科大学附属病院	整形外科	TEL:024-547-1111
茨城県	筑波大学医学部附属病院	麻酔科・ペインクリニック	TEL:029-853-3900 FAX:029-853-3904
	水戸赤十字病院	神経内科	TEL:029-221-5177 FAX:029-227-0819
栃木県	自治医科大学附属病院	産科婦人科	TEL:0285-44-2111(大代表) FAX:0285-40-6016
	獨協医科大学病院	産科婦人科	TEL:0282-86-1111 FAX:0282-86-4775
群馬県	群馬大学医学部附属病院	麻酔科蘇生科	TEL:027-220-7111(代表) FAX:027-220-8473
埼玉県	自治医科大学さいたま医療センター	産婦人科	患者受付 TEL:048-647-4898 FAX:048-648-5180 医療機関受付 TEL:048-648-5167 FAX:048-643-8113
	埼玉医科大学病院	総合診療内科	TEL:049-276-1121(医務部) FAX:049-294-8222
千葉県	千葉大学医学部附属病院	整形外科	TEL:043-222-7171 FAX:043-226-2720
東京都	東京大学医学部附属病院	麻酔科・痛みセンター	TEL:03(5800)9101 FAX:03(5800)9102
	東京慈恵会医科大学附属病院	ペインクリニック	TEL:03(3433)1111(代表)(内線3625) FAX:03(5400)1387
	順天堂大学医学部附属順天堂医院	麻酔科・ペインクリニック	TEL:03(5802)1576(直通), 03(5802)1941(直通) FAX:0120(03)3946, 03(5802)3946
	日本大学医学部附属板橋病院	痛みセンター(麻酔科)	TEL:03(3972)8111(内線 3184) FAX:03(3972)0018
神奈川県	聖マリアンナ医科大学病院	産婦人科	TEL:044-977-8111(代表) FAX:044-977-9486
	昭和大学横浜市北部病院	ペインクリニック外来	TEL:045-949-7150(初診受付) FAX:045-949-7137
	昭和大学藤が丘病院	産婦人科	TEL:045-971-1151(代表) FAX:045-973-1019
	横浜市立大学附属病院	小児科	TEL:045-787-2800 FAX:045-787-2931
	北里大学東病院	精神神経科	地域連携室 TEL:042-748-7605 FAX:042-748-7872
	東海大学医学部付属病院	麻酔科ペインクリニック外来	TEL:0463-93-1121(代) FAX:0463-94-9058
新潟県	新潟大学医歯学総合病院	産科婦人科	地域保健医療推進部 紹介予約担当 TEL:025-227-0374 FAX:025-227-0984
富山県	富山大学附属病院	医療福祉サポートセンター	TEL:076-434-7798 FAX:076-434-5117
石川県	金沢大学附属病院	小児科	TEL:076-265-2000(内線7481) FAX:076-234-4332
	金沢医科大学附属病院	麻酔科	TEL:076-286-3511 FAX:076-286-2372
石川県	石川県立中央病院	麻酔科	TEL:076-237-8211 FAX:076-238-5366
福井県	福井大学医学部附属病院	産婦人科	TEL:0776-61-8392 FAX:0776-61-8117
山梨県	山梨大学医学部附属病院	産婦人科	TEL:055-273-9871 FAX:055-273-9879
長野県	信州大学医学部附属病院	神経内科	TEL:0263-37-2755 FAX:0263-37-2854
	佐久総合病院	神経内科(高校生以上の方に限る)	TEL:0267-82-3131 FAX:0267-82-9638
岐阜県	岐阜大学医学部附属病院	生体支援センター	TEL:058-230-6000 FAX:058-230-6020
静岡県	順天堂大学医学部附属静岡病院	麻酔科	TEL:055-948-3111 FAX:055-948-5088
	浜松医科大学医学部附属病院	産科・婦人科	TEL:053-435-2662 FAX:053-435-2178
愛知県	名古屋大学医学部附属病院	手の外科	TEL:052-744-2838(医事課) FAX:052-744-2880
	愛知医科大学病院	痛みセンター	TEL:0561-62-3311 FAX:0561-63-3208
三重県	三重大学医学部附属病院	産科婦人科	TEL:059-232-1111 FAX:059-231-5202
滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院	患者支援センター	TEL:077-548-2515 FAX:077-548-2792
京都府	京都府立医科大学附属病院	産婦人科	TEL:075-251-5355 FAX:075-251-5356
大阪府	大阪大学医学部附属病院	小児科(15歳以下)、婦人科(16歳以上)	TEL:06-6879-5206 FAX:06-6879-5207
兵庫県	神戸大学医学部附属病院	麻酔科	TEL:078-382-5111 FAX:078-382-5265
奈良県	奈良県立医科大学附属病院	産婦人科	TEL:0744-22-3051 FAX:0744-22-4121
和歌山县	和歌山県立医科大学附属病院	産科婦人科	TEL:073-441-0807 FAX:073-441-0515
	日本赤十字社和歌山医療センター	第一産婦人科	TEL:073-422-4171(医事第一課: 内線1111) FAX:073-426-1168
鳥取県	鳥取大学医学部附属病院	女性診療科	TEL:0859-33-1111 FAX:0859-38-7029
島根県	島根大学医学部附属病院	小児科	TEL:0853-20-2068 FAX:0853-20-2063
岡山县	岡山大学医学部附属病院	産婦人科	TEL:086-235-7205(地域医療連携室) FAX:086-235-6761
	川崎医科大学附属病院	産婦人科	TEL:086-462-1111(内線23630) FAX:086-464-1048
広島県	広島大学病院	産婦人科・小児科	患者支援センター(地域連携室) TEL:082-257-5064 FAX:082-257-5489
山口県	山口大学医学部附属病院	整形外科	TEL:0836-22-2167 FAX:0836-22-2474
徳島県	徳島大学病院	産婦人科、整形外科、神経内科	TEL:088-631-3111 FAX:088-633-7009
香川県	香川県立中央病院	婦人科	地域医療連携課 TEL:087-802-1144 FAX:087-802-1160
	高松赤十字病院	小児科	087-831-7101(代表) 087-834-7809(代表)
	香川大学医学部附属病院	麻酔・ペインクリニック科	地域連携室 TEL:087-891-2417 FAX:087-891-2412
愛媛県	愛媛大学医学部附属病院	麻酔科蘇生科(痛みセンター)	TEL:089-960-5183(医事課) FAX:089-960-5134
高知県	高知大学医学部附属病院	通常の診療受付窓口	TEL:088-880-2440 FAX:088-880-2449
福岡県	九州大学病院	グローバル感染症センター	TEL:092-641-1151
佐賀県	佐賀大学医学部附属病院	産科婦人科	TEL:0952-31-6511(代表) FAX:0952-34-2011
長崎県	長崎大学病院	産婦人科	TEL:095-819-7200 FAX:095-819-7215
熊本県	熊本大学医学部附属病院	婦人科	TEL:096-373-5670 FAX:096-373-5670
大分県	大分大学医学部附属病院	小児科	TEL:097-586-5430, 097-586-5431 FAX:097-586-5439
宮崎県	宮崎大学医学部附属病院	産婦人科	総合予約室 TEL:0985-85-1225 FAX:0985-85-9186
鹿児島県	鹿児島大学医学部・歯学部附属病院	神経内科	TEL:099-275-5145 FAX:099-275-6879
沖縄県	琉球大学医学部附属病院	麻酔科(ペインクリニック)	TEL:098-895-3331(内線3420) FAX:098-895-1482

厚生労働科学研究事業研究班の所属医療機関(牛田班)

都道府県名	所属医療機関名	担当科	診療予約用連絡先
北海道	札幌医科大学附属病院	整形外科 リハビリテーション科	医療連携・総合相談センター TEL:011-611-2111(内線3132)、FAX:011-621-2233 ホームページ: http://web.sapmed.ac.jp/hospital/medical/mumhv60000002zmz.html
山形県	山形済生病院	リハビリテーション科	医療連携室 TEL・FAX兼用:0120-23-2658 ホームページ: http://www.ameria.org/medical_personnel/for_docter_system.html
福島県	福島県立医科大学附属病院	リハビリテーション 痛みセンター(整形外科)	地域連携部(医療連携・相談室) TEL:024-547-1074(直通)、FAX:024-547-1075 ホームページ: www.fmu.ac.jp/byoin/02renkei/
栃木県	獨協医科大学病院	麻酔科	地域医療連携センター 総合医療連携室 TEL:0282-87-2383、FAX:0282-86-5446 ホームページ: http://www.dokkyomed.ac.jp/hosp-m/iryou/855.html
東京都	東京大学医学部附属病院	麻酔科・痛みセンター 整形外科・脊椎外科	地域医療連携部 TEL:03-5800-9101(直通)、FAX:03-5800-9102 ホームページ: http://www.h.u-tokyo.ac.jp/organization/introduce/index.html
	東京慈恵会医科大学附属病院	ペインクリニック	医療連携部門 TEL:03-5400-1202(直通)、FAX:03-5401-1879 ホームページ: http://www.jikei.ac.jp/hospital/honin/letter.html
	順天堂大学附属病院	ペインクリニック	地域医療連携室 TEL:03-5802-1576(直通)、03-5802-1941(直通) FAX:0120-03-3946 03-5802-3946 Email: irenkei@juntendo.ac.jp ホームページ: http://www.juntendo.ac.jp/hospital/organi/
	日本大学医学部附属板橋病院	痛みセンター	医療連携センター TEL:(大代表)03-3972-8111(内線)3184、FAX:03-3972-0018 ホームページ: http://www.med.nihon-u.ac.jp/hospital/itabashi/renkei/index.html
新潟県	新潟大学医歯学総合病院	産科婦人科 痛み診療:総合リハビリテーションセンター	地域保健医療推進部 紹介予約担当 TEL:025-227-0374、FAX:025-227-0984 ホームページ: http://www.nuh.niigata-u.ac.jp/institution/
富山県	富山大学附属病院	整形外科、麻酔科	地域福祉サポートセンター TEL:076-434-7798、FAX:076-434-5104 ホームページ: http://www.hosp.u-toyama.ac.jp/guide/medical/com-medicine.html
愛知県	愛知医科大学病院	痛みセンター	地域医療連携室 TEL:0561-65-0221(直通)、FAX: 0561-65-0225 ホームページ: http://www.aichi-med-u.ac.jp/hospital/sh11/sh1102/
三重県	三重大学病院	整形外科	医療福祉支援センター地域連携部門 TEL:059-231-5552(直通)、FAX:059-231-5541 ホームページ: http://www.hosp.mie-u.ac.jp/medical/reserve/
滋賀県	滋賀医科大学附属病院	ペインクリニック	患者支援センター TEL:077-548-2515、FAX:077-548-2792 ホームページ: http://www.shiga-med.ac.jp/hospital/doc/medical_institution/steps.html
大阪府	大阪大学医学部附属病院	疼痛医療センター	保健医療福祉ネットワーク部 TEL:06-6879-5080、FAX:06-6879-5081 ホームページ: http://www.hosp.med.osaka-u.ac.jp/departments/network.html
岡山県	岡山大学病院	麻酔科蘇生科 ペインセンター	地域医療連携室 TEL:086-235-7205(直通)、FAX:086-235-6761 ホームページ: www.okayama-u.ac.jp/user/hos/syoukai.html
山口県	山口大学医学部附属病院	整形外科	診療連携室 医事課(事前予約窓口) TEL:0836-22-2167、FAX:0836-22-2474 ホームページ: http://www.hosp.yamaguchi-u.ac.jp/about/introducer.html
愛媛県	愛媛大学医学部附属病院	痛みセンター	総合診療サポートセンター TEL:089-960-5322(直通)、FAX:089-960-5959 ホームページ: http://www.hsp.ehime-u.ac.jp/local/style
高知県	高知大学医学部附属病院	痛み外来(麻酔科・整形外科)	地域医療連携室(予約センター) TEL:088-880-2701、FAX:088-880-2774、Email: ir10@kochi-u.ac.jp ホームページ: www.kochi-ms.ac.jp/~chiki/
福岡県	九州大学病院	ペインクリニック	ペインクリニック(麻酔科蘇生科) TEL:092-642-5719、FAX:092-642-5155(受付は医療連携センター) ホームページ: www.hosp.kyushu-u.ac.jp/nyuin/menkai/index.html#dialin

厚生労働科学研究事業研究班の所属医療機関(池田班)

都道府県名	所属医療機関名	担当科	診療予約用連絡先
宮城県	東北大学病院	神経内科	地域医療連携センター 022-717-7000(代表) ホームページ: http://www.hosp.tohoku.ac.jp/ 医療機関からの診療情報提供書と共にFaxによる予約が必要
千葉県	千葉大学医学部附属病院	神経内科	TEL_043-222-7171(代表) ホームページ: http://www.ho.chiba-u.ac.jp/outpatient/shoshin.html
東京都	東京慈恵会医科大学附属病院	神経内科	外来予約センター TEL:03-5400-1202、FAX:03-5401-1879 ホームページ: http://jikei-neurology.jp/
長野県	信州大学医学部附属病院	脳神経内科	外来予約センター TEL:0263-37-3500、FAX:0263-37-3371 ホームページ: http://www.hp.md.shinshu-u.ac.jp/
大阪府	近畿大学医学部付属病院	神経内科	患者支援センター TEL:072-366-0221 FAX:072-365-7161 ホームページ: http://www.med.kindai.ac.jp/huzoku
山口県	山口大学医学部附属病院	神経内科	診療連携室 TEL:0836-22-2482(直通)、FAX:0836-22-2155 ホームページ: http://www.hosp.yamaguchi-u.ac.jp/section/71.html
愛媛県	愛媛大学医学部附属病院	薬物療法・神経内科	医療福祉支援センター TEL:089-960-5322, FAX : 089-960-5959 HP: https://www.hsp.ehime-u.ac.jp/section/fax
鹿児島県	鹿児島大学医学部附属病院	神経内科	医務課外来初診予約担当 TEL:099-275-5168、FAX:099-275-6698 ホームページ: http://com4.kufm.kagoshima-u.ac.jp/

HPVワクチンの接種後の症状の副反応報告の強化

1 対象症状

- HPVワクチンの接種後に広範な慢性の疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状(記憶障害などを含む。)が対象。

2 対象者

- HPVワクチンの接種を受けた者であって、対象症状により医療機関を受診する者。
- 過去に生じた対象症状のために、医療機関を受診していた者。(既に副反応報告が出されているものは除く。)

3 強化方法

- 接種に当たって、接種医は、被接種者に対して、接種後に対象症状が発生した場合、速やかに接種医療機関に相談するよう依頼。接種医療機関以外の医師の治療を受ける場合にあっては、HPVワクチンに接種を受けた旨医師に伝えるよう依頼。
- 接種医等は、対象症状を呈する症例について、接種との関連性が高いと認められる場合、厚生労働大臣に報告すべき旨を注意喚起。
※ HPVワクチン接種後の慢性の疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状については、これまで、報告すべき症状として明記されていなかったところ。

4 結果の活用

- 報告された症例については、医療機関・ワクチン製造企業と連携して、その後の状況を追跡。(詳細は報告症例の追跡調査を参照。)
- 得られた情報については、隨時、副反応検討部会に報告。専門家により検討。
- 対象症状の発生頻度等について、国民に情報提供。

4

HPVワクチンについて報告すべき副反応

医師等は、症状ごとに、右欄に掲げる期間内に確認された症例を厚生労働大臣に報告

(現行)

症状	期間
アナフィラキシー	4時間
急性散在性脳脊髄炎	28日
ギラン・バレ症候群	28日
血管迷走神経反射(失神を伴うものに限る。)	30分
血小板減少性紫斑病	28日
その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間

(今後)

→ ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種にあっては、接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が発生する場合も報告対象に含む旨、通知に明記。

5

HPVワクチン接種後の症状について予防接種法上の副反応報告として報告された症例の追跡調査

・現状

HPVワクチン接種後の広範な疼痛等を中心とした多様な症状を呈する者については、これらの症状について、副反応報告が行われた場合、PMDA・ワクチン製造販売業者と連携し、個人情報に留意しつつ、その後の状況について追跡調査を行っているところ。

・課題

1. 追跡調査が途切れてしまう場合がある。

- 医療機関が調査への協力を拒否した場合。
- 患者が転院し、転院先の医療機関を追えなくなってしまった場合。
※ 現状、患者が受診する医療機関から情報収集することにより患者のその後の症状を把握。転院先についても同様。

2. 追跡調査の内容に不十分な面がある。

- 医師が「軽快」と判断した場合、追跡調査を終了。
※ 今回の症状の場合、時間とともに変動することがありうると指摘されており、一度軽快した場合であっても、再度重篤化する可能性がある。
- 奏功したと医師が判断している治療等が、必ずしも十分情報収集できていない。

・解決策（案）



- 医療機関に調査への協力を改めて依頼。
- 症例の追跡が途切れた場合、患者個人から情報収集（詳細は次ページ）。
- 通院が必要なくなるまで追跡を継続。
- 追跡調査の項目を充実。

6

（平成26年10月31日付け一部修正）

HPVワクチン接種後の副反応として報告された症例の追跡調査 別添2

改善ポイント

- 受診医療機関への追跡調査が途切れた場合でも転院先医療機関を追跡。
- 転院先医療機関についても調査。

